(重症患者認定申告書)

ふりがな				4.500		<i>f</i> : 0	口件/进	- 나는 /
氏名				生年月日		年 月	日生(満	歳)
① 高額かつ長期 高額治療継続者の認定の申請を行う日が属する月以前の 12 月以内に当該支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援(支給認定を受けた月以後のものに限る。)につき、医療費総額(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額)が5万円を超え								
た月数が6回以上ある者をいう。								
添付書類	1. 自己負担上限額管理表 2. その他())							
② 重症度								
添付書類		慢性特定疾病医療意見書 2. 障害年金証明書の写 障害者手帳の写 4. その他 ()) 基準 ()						
すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する(小児慢性特定疾病に起因するものに限る)と認められる場合								
対象の部位	該当箇 所にO	症状の状態						
眼		眼の機能に著しい障害を有するもの(視力の良い方の目の視力が 0.03 以下のもの又は視力の良い方の目の視力が 0.04 かつ他方の目の視力が手動弁以下のもの)						
聴器		聴覚機能に著しい障害を有するもの(両耳の聴力レベルが 100 デジベル以上のもの)						
		両上肢の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の用を全く廃したもの)						
上肢		両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の全ての指を基部から欠いている もの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの)						
		一上肢の機能に著しい障害を有するもの(一上肢を上腕の2分の一以上で欠くもの又は一上肢 の用を全く廃したもの)						
下肢		両上肢の機能に著しい障害	を有するも	の(両上肢の用	を全く廃し	たもの)		
		両上肢を足関節以上で欠く						
体幹・脊柱		1歳以上の児童において、 できない程度の障害を有す		-			-	
		横座りのいずれもができな						
		人、柱、杖、その他の器物 障害を有するもの)	の介護右し	くは補助により	はしめて五	ら上かる。	ことかじざる程	度の
肢体の機能		身体の機能の障害又は長期						
		器の項を除く。)の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能						
		ることで不能なうとめる程度のもの(一工版及び一下版の用を主く廃したもの文は四版の機能 に相当程度の障害を残すもの)						
基準①に該当しない場合	合であって、	基準② 次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合と認められる場合						
疾患群	該当箇 所に〇	治療状況等の状態						
悪性新生物		転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの						
慢性腎疾患		血液透析又は腹膜透析 (CAPD (持続携帯腹膜透析) を含む。) を行っているもの						
慢性呼吸器疾患		気管切開管理又は挿管を行	っているも	の				
慢性心疾患		人工呼吸管理又は酸素療法	を行ってい	るもの				
先天性代謝異常		発達指数若しくは知能指数	が二十以下	であるもの又は	一歳以上の	児童におし	いて寝たきりの	もの
神経・筋疾患		発達指数若しくは知能指数	が二十以下	であるもの又は	一歳以上の	児童におし	いて寝たきりの	もの
慢性消化器疾患		気管切開管理若しくは挿管 の又は肝不全状態にあるも		るもの、三月以 	上常時中心 	静脈栄養る	を必要としてい 	るも
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群		この表の他の項の治療状況	等の状態に	該当するもの				
皮膚疾患		発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの						
骨系統疾患		気管切開管理若しくは挿管	を行ってい	るもの又は 1 歳	以上の児童	において		
脈管系疾患		気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの						